

# 広島市水道局長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行要領

この要領は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年広島市条例第157号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第1 総則

### 1 条例で定める長期継続契約

長期継続契約とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する契約をいうものであり、平成16年法律第57号による改正前は、電気・ガス・水の供給契約、電気通信役務の提供を受ける契約及び不動産を借りる契約がその対象となっていたが、この改正後は、「その他政令で定める契約」も新たにその対象に追加された。

政令で定める契約については、平成16年11月の地方自治法施行令（昭和22年政令第22号）の改正で同令第167条の17において、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされ、これを受けて、本局では、次の契約について、新たに長期継続契約を締結することができるようにするため、条例を制定したものである。

- ア 物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの（条例第1号契約）
- イ 役務の提供を受ける契約のうち、施設の管理業務その他の毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの（条例第2号契約）

### 2 長期継続契約の特徴

長期継続契約は、予算に翌年度以降の債務負担行為を設定することなく、各年度におけるその経費の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結することができるものであり、債務負担行為などと同様、単年度予算の例外をなすものである。

その特徴としては、次のような点が挙げられる。

- ア 新年度開始前に入札・契約締結などの契約事務を執行できること。
- イ 履行期間が複数年度にわたる契約を締結できること。

なお、地方自治法第234条の3後段において、「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」と規定されていることから、当該契約について次年度以降の歳出予算の減額・削除があった場合には、以後の年度の契約を継続することはできない。

### 3 一般的留意事項

- (1) この条例の制定趣旨は、厳しい財政事情にある中、本局及び契約の相手方双方の契約に係る事務経費・コストを削減するとともに、特に役務の提供を受ける業務の委託契約については、新規参入の機会をより向上させることにより競争性を高め、本局の調達コストの縮減を図ろうとするものであるから、各所管課においては、この趣旨を踏まえて、長期継続契約の適用を検討すること。
- (2) この条例の適用に当たっては、契約の目的、性質等により、債務負担行為を設定して複数年度契約を締結する必要がある場合や契約期間中に仕様等の大幅な見直しが予定されているために単年度契約とせざるを得ない場合などが考えられることから、当該契約を長期継続契約とするに当たっては、その目的、内容等を十分に検討して、その適否を判断すること。
- (3) 条例で定める長期継続契約は、複数年度にわたって経常的かつ継続的に、物品を借り入れ又は役務の提供を受けるものを対象とするものであるが、前記2のとおり、予算上の制約を伴うことから、
  - ア 契約期間中に大幅な仕様の変更が予定されているもの
  - イ 翌年度以降の歳出予算の保証を必要とするもの
  - ウ 契約期間が複数年度であっても単発・臨時的に行われるものなどは、該当しないものであること。
- (4) 長期継続契約は、前記2のとおり、予算上の制約を伴うことから、入札公告などで契約の申込みの誘引を行う際や入札の実施に当たっては、入札参加者等に対して、対象契約は長期継続契約とするため、次年度以降の歳入歳出予算の減額・削除があった場合には契約を変更・解除する旨やそれに伴う損害賠償の責めを負わない旨を事前に説明するとともに、これらの事項を特約条項として契約書等にも明記すること。
- (5) 条例は、地方自治法及び同法施行令の規定に基づいて制定したものであり、これらに定める関係規定は、いずれも地方公共団体が締結する私法上の契約について適用されるものであること。

## 第2 条例第1号契約関係

### 1 条例第1号契約の対象となる契約

- (1) 条例第1号の対象となる契約は、ファクシミリ、パーソナルコンピュータ、サーバ等の事務用機器などの物品を複数年度にわたって賃貸借するリース契約となる。

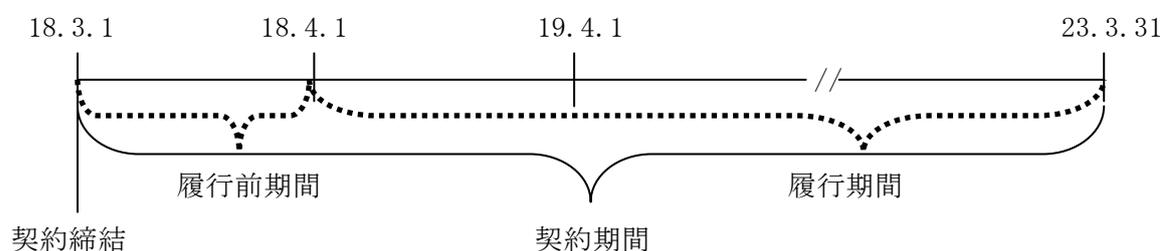
物品のリース契約は、ユーザーが必要とする物品をリース業者が調達し、これをユーザーに対して、その法定耐用年数等を基準として設定する期間にわたって貸し付けることが商慣習となっていることから、長期継続契約の対象としたものである。

- (2) また、物品のリース契約において、当該物品の定期的な点検、修理、部品交換やソフトウェアの最新バージョンへの更新など、当該物品を良好な状態で機能させるために必要な日常的なメンテナンス（役務の提供）が付随している場合については、これを含めて物品のリース契約として取り扱うものであること。

## 2 条例第1号契約に係る契約期間の上限

条例第1号契約に係る契約期間の上限は、対象物品の法定耐用年数等に基づき商慣習上適正に定められる期間とし、新年度予算配当前に契約締結を行う場合にあつては、その期間に契約締結日から履行開始日の前日までの期間（履行前期間）を加えた期間とすること。

（例：5年リースの場合）



## 3 条例第1号契約に係る注意事項

- (1) 条例の施行日（平成17年11月1日）以後において、入札公告、指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う物品のリース契約については、今後は、条例に基づく長期継続契約とするか、あるいは、債務負担行為を設定して複数年契約とするかのいずれかの方法によること。
- (2) 物品のリース契約を検討するに当たっては、当該物品をリースにより調達する場合と買取りにより調達する場合とのコスト比較を厳格に行うとともに、リース契約とする場合には、その借上げ期間の精査を十分に行うこと。

## 第3 条例第2号契約関係

### 1 条例第2号契約の対象となる契約

- (1) 条例第2号の対象となる契約は、役務の提供を受ける業務に係る契約のうち、原則として次の要件のすべてを満たすものであること。
- ア 経常的かつ継続的に行われるものであること。
  - イ 毎年度の当初から行われるものであること。
  - ウ 契約の相手方が委託業務の履行のために一定の準備期間が事前に必要であること。
  - エ 履行可能な業者が複数あり、かつ、一般競争入札などの競争性のある契約手続で相手方を決定するものであること。

オ 契約期間中に大幅な仕様の見直しが予定されていないものであること。

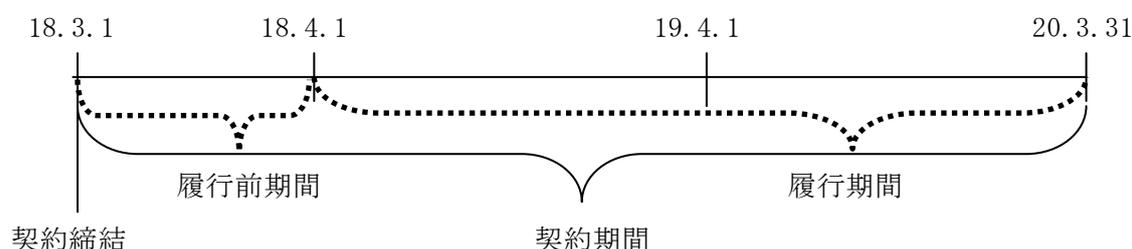
具体的には、建築物清掃（常駐）、常駐警備、冷暖房設備等の運転管理（常駐）、電話交換、自家用電気工作物の保守点検、機械警備などが該当するものであること。

- (2) 前記(1)アの「経常的かつ継続的に行われるものであること」とは、対象となる業務を、毎年度繰り返し、かつ、年度を通じて継続的に履行する必要があることをいうものであること。
- (3) 前記(1)イの「毎年度の当初から行われるものであること」とは、毎年4月1日から役務の提供を現に受ける必要があることをいうものであること。
- (4) 前記(1)ウの「契約の相手方の履行準備のために一定の期間を確保する必要があるものであること」とは、年度当初から必要な水準の役務を安定的に提供するために、履行期間の開始までに必要な人員・機材を確保し、その従業員教育、訓練等などの事前準備を行うために一定の期間を確保することが必要であることをいうものであること。
- (5) 前記(1)エの「履行可能な業者が複数あり、かつ、一般競争入札などの競争性のある手続で契約の相手方を決定するものであること」とは、条例制定の目的の一つが、業者の新規参入への意欲を高め、競争性を向上させることにあることから、一般競争入札、指名競争入札又は見積合わせにより契約の相手方を決定するものをいうものであること。したがって、特定の者しか履行の能力がなく、契約の相手方が当初から一者に特定される、いわゆる特命随意契約によるものは該当しないものであること。
- (6) 前記(1)オの「契約期間中に大幅な仕様の見直しが予定されていないものであること」とは、長期継続契約は、履行期間中、一定の仕様に基づいて業務を履行し、かつ、定額の委託料を毎年度支払うことを原則とするため、契約期間の途中で大幅な仕様の見直しが予定されていないことをいうものであること。

## 2 条例第2号契約に係る契約期間の上限

- (1) 条例第2号契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきこと。
- (2) 機械警備業務については、契約期間と履行期間が一致する場合にあっては、法定耐用年数等に基づき商慣習上適正に定められる期間とし、新年度予算配当前に契約締結を行う場合にあつては、その期間に契約締結日から履行開始日の前日までの期間を加えた期間とすること。

(例：履行期間が2か年度の場合)



### 3 条例第2号契約に係る履行期間を複数年度とする要件

条例第2号契約に係る履行期間を複数年度とする委託業務は、履行開始までに行う従業員教育、訓練等の事前準備に要する費用が見込まれる業務及び機械警備業務とする。これは、履行期間を複数年度とすることで、事前準備に要した費用を複数年度に分散して回収することが可能となり、新規参入の機会等が増加することによる競争性の向上が期待できるためである。

## 第4 契約事務についての留意事項

### 1 施行伺

#### (1) 契約期間

契約期間には、履行期間を併記するとともに、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である旨を記載すること。

#### (2) 執行予定額

執行予定額は、契約期間中の予定支払総額とし、執行予定額の内訳として各年度の執行予定額を添付すること。

#### (3) 契約方法

一般競争入札等の契約方法については、条例第1号契約にあつては予定賃借料の年額をもって、条例第2号契約にあつては契約期間中の予定支払総額をもって、それぞれ判断すること。

また、政府調達協定の適用の有無については、1月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額と協定適用基準額とを比較して判断すること。

#### (4) 決裁者

条例第1号契約については、職務権限規程別表の共通職務権限「9物品の購入等」に記載された区分に従い、また、条例第2号契約については、同表の共通職務権限「7業務の委託等」に記載された区分に従い、それぞれの契約期間中の予定支払総額をもって判断すること。

#### (5) 起案の時期

長期継続契約は、債務負担行為によることなく、新年度の予算配当前に入札、契約締結といった契約事務を執行できるものであるが、施行伺の起案時期は、予算の内部統制の観点から、原則として、新年度予算の市長査定（例年1月下旬）後とし、また、履行期間の始期は、新年度の予算配当後とすること。

(スケジュールの例)

区 分	12 月	公告日の 約 2 週 間 前	1 月			2 月		2 月 20 日前後		4 月 1 日
			上旬	中旬	下旬	上旬	中旬			
一般競争入札 (政府調達)	施行伺起案・決 裁、入札公告・ 入札説明書作 成	市報原稿 提出期限	入札公 告	公告日・入札日 ← を除き 40 日以上 →			入札（相 手方の決 定から 5 日以内に 契約締結	(準備期間)	業務履行開始	
一般競争入札				施行伺起 案・決裁	入札公 告	10 日以上 ← →				
指名競争入札				施行伺起 案・決裁	指名通 知	7 日以上 ← →				

(6) 施設維持管理業務の積算

財政局契約部から労務単価等が通知される施設維持管理業務（建築物清掃業務、常駐警備業務、冷暖房設備等運転管理業務（常駐）、電話交換業務）の積算に当たっては、次年度以降の履行期間についても当初年度の労務単価及び物件費率を基礎として積算を行うこと。

また、諸経費率については、履行期間が複数年度にわたる場合には、複数年度で履行されることを考慮して積算すること。

2 入札公告等

- (1) 入札公告、指名通知、又は見積依頼には、契約期間及び履行期間を記載するとともに、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である旨を記載すること。
- (2) 前記(1)の入札公告等には、次年度以後の予算が減額・削除された場合に契約の変更・解除があり得ること、また、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないことを記載すること。
- (3) 広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱第 7 条第 1 項に規定する建築物清掃及び常駐警備に係る等級に対応した予定価格の取扱いについては、年額によること。

3 予定価格、入札（見積）金額及び契約金額

原則として、条例第 1 号契約については月額とし、条例第 2 号契約については年額とすること。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約の相手方が入札参加資格者名簿に登載されている場合には、広島市水道局契約規程（昭和 39 年広島市水道局規程第 8 号。以下「契約規程」という。）第 12 条第 3 号を適用し、免除することができること。

## (2) 契約保証金

条例第1号契約については月額賃借料に12を乗じて得た額の100分の10以上の額を、また、条例第2号契約については契約金額（年額）の100分の10以上の額を、それぞれ納付させ、履行の完了を確認した後に還付すること。ただし、契約規程第34条各号及び第34条の2第1項各号に該当する場合は、この限りでないこと。

## 5 契約書

### (1) 契約書作成の要否

条例に基づいて長期継続契約を締結する場合には、契約規程第29条第1項の規定にかかわらず、契約書を作成すること。

### (2) 契約期間

契約期間には、履行期間を併記するとともに、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である旨を記載すること。

### (3) 契約金額

原則として、条例第1号契約については月額で記載し、また、条例第2号契約については年額で記載すること。

### (4) 契約条項（特約条項）

次年度以後の予算が減額・削除された場合には当該契約の変更・解除があり得るとする特約条項（条件付解除条項）及びそれに伴う損害賠償の責めを本局は負わないとする特約条項（免責条項）を記載すること。

#### （記載例）

第〇条 第△条の規定により、発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。

2 受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

#### 附 則

この要領は、平成17年1月1日以後に行われる入札公告、指名通知その他の契約の申込みの誘引を行うものについて適用する。

#### 附 則

この要領は、平成19年1月1日以後に行われる入札公告、指名通知その他の契約の申込みの誘引を行うものについて適用する。

#### 附 則

この要領は、平成25年1月1日以後に行われる入札公告、指名通知その他の契約の申込みの誘引を行うものについて適用する。